

横浜市議会基本条例の解説

平成26年4月
横浜市会

目 次

前文	1
第1章 総則	
第1条（目的）	2
第2条（基本理念）	2
第2章 議会及び議員	
第3条（議会の役割及び活動原則）	4
第4条（議員の役割及び活動原則）	6
第3章 議会運営	
第5条（議会運営に関する原則）	8
第6条（会期）	8
第7条（委員会）	9
第8条（会派）	10
第4章 市民と議会	
第9条（市民との関係）	11
第10条（広報及び広聴の充実）	11
第11条（情報の公開）	12
第5章 議会と市長等との関係	
第12条（市長等との関係）	13
第13条（法第96条第2項の議決事件）	13
第14条（議会への説明等）	15
第15条（監視及び評価）	16
第16条（政策立案等）	17
第6章 議会の災害対応	
第17条（災害時の体制の整備）	18
第18条（災害時の議会の役割）	18
第19条（災害時の議員の役割）	19
第7章 議会の体制整備	
第20条（議会の機能強化）	20
第21条（他の指定都市の議会との連携）	20
第22条（区行政との関わり）	21
第23条（学識経験者等の活用）	22
第24条（議員連盟）	23
第25条（研修及び調査研究）	23
第26条（議会局の強化）	24
第27条（議会図書室の強化）	24
第8章 政治倫理等	
第28条（政治倫理）	26
第29条（議員定数）	26
第30条（議員報酬）	27
第31条（政務活動費）	27
第9章 補則	
第32条（他の条例等との関係）	29
第33条（見直し等）	29
附則	30

前文

横浜市会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成される市民の代表であり、市民自治の要である。

日本国憲法は、地方公共団体の制度として、議事機関である議会を構成する議員と執行機関である長をそれぞれ住民が直接選挙するという二元代表制をとっており、議会と長とは、独立・対等の立場で、互いに尊重し、抑制と均衡を保ちながら、それぞれの特性を生かし、適切に役割を果たすことが求められている。

さらに近年、地域のことは地域が決める市民自治を実現するため、地方分権社会への転換が進められる中、我が国で最大の人口を有する市である横浜市においては、大都市特有の課題をはじめ、高度に複雑化した多くの市政課題を抱えるに至っている。

このような状況の下、横浜市会が、多くの権限を有し、かつ、責任を担う大都市の議会として、市長その他の執行機関に対する監視、政策の立案、提言等、果たすべき機能を最大限に発揮し、開かれた議会としていくためには、横浜市会の伝統を重んじながら、既存の枠組みにとらわれない柔軟な姿勢を持ち、自らの改革及び機能強化に継続的に取り組んでいかなければならない。

よって、横浜市会は、市民と市長その他の執行機関との関係において、横浜市会及び横浜市会議員が果たすべき役割等を明確にし、これを市民と共有することにより、市民の負託に的確に応える議会の在り方を常に追求し、地方自治の本旨である市民福祉の向上及び市勢の発展のため、更なる取組の推進を決意し、この条例を制定する。

本条例の制定に至った背景や、議会の決意などを明らかにしたものです。

【解説】

- 本条例の制定に至った背景を述べるとともに、議会と議員の役割をはじめとした本条例の内容を市民と共有することを通じて、市民の負託に的確に応える議会の在り方を常に追求し、市民福祉の向上と市勢の発展のための取組を推進するという、議会の決意を述べています。

○日本国憲法

第 92 条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第 93 条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、二元代表制の一翼を担う、合議制の議事機関である議会及び議員の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的な事項を定め、市民の代表としての議会及び議員の活動のより一層の充実及び活性化を図り、市民の負託に的確に応えることにより、市民福祉の向上及び市勢の発展に資することを目的とする。

本条例を制定する目的を定めたものです。

【解説】

- 本条は、前文で掲げられた議会の決意などを踏まえ、これまで明文化されていなかった議会と議員の役割など、議会に関する基本的な事項を条例という形式で明確に規定し、市民との共通認識とすることにより、議会・議員活動の一層の充実・活性化を図り、市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上と市勢の発展に資することを、本条例の目的として定めています。
- 「地方自治の本旨」とは、憲法第92条で定められているもので、「住民自治」と「団体自治」の二つの原則を要素とします。「住民自治」とは、その地域の住民の意思と責任に基づいて地方行政の運営が行われるべきであることをいい、「団体自治」とは、地方運営が、その地域の住民の意思を反映した、国とは別個の統治機構によって自主的に行われるべきであることをいい、いずれも地方分権の基礎となる考え方です。

(基本理念)

第2条 議会は、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と対等の立場にある合議制の議事機関であり、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案、提言及び決定（以下「政策立案等」という。）に係る機能を有する機関として、市民の多様な意見等を把握し、市政に反映し得る合議体としての特性を最大限に生かすことにより、市民自治の観点から、真の地方自治を実現するものとする。

議会が達成しようとする本条例の基本理念を定めたものです。

【解説】

- 本条は、議会がどのような性格・機能を有する機関であるかを明らかにし、これを市民との共通認識とした上で、市民の多様な意見等を把握し、市政に反映する権限を有する合議体としての特性を最大限に生かすことにより、市民自治の観点から、真の地方自治を実現するという、議会が達成しようとする本条例の基本理念を定めています。

- 「議事機関」とは、予算、条例等の地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、決定する権能を有する地方公共団体の機関をいい、憲法第93条第1項は、地方公共団体に議事機関として議会を設置すべきことを定めています。

第2章 議会及び議員

(議会の役割及び活動原則)

第3条 議会は、市民を代表する合議制の議事機関としての特性を踏まえ、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条の規定により議決すべき事件に係る議案の審議及び審査により横浜市（以下「市」という。）の意思決定を行うこと。
 - (2) 議案等（前号に規定するものを除く。）の審議及び審査により横浜市会の意思決定を行うこと。
 - (3) 市長等の事務の執行に対する監視及び評価を行うこと。
 - (4) 政策立案等を行うこと。
 - (5) 意見書の提出、決議等により、国、神奈川県、関係機関等（以下「国等」という。）への意見表明等を行うこと。
 - (6) 政策提携、相互理解、親善等を深めるため、国内外の都市間交流を行うこと。
- 2 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。
- (1) 議会活動の公正性及び透明性を確保すること。
 - (2) 議会としての合意形成を目指して審議を尽くすこと。
 - (3) 市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。
 - (4) 議会の役割を不断に追求し、議会改革に継続的に取り組むこと。

議会が担う役割と、その役割を果たすために活動する際の原則を定めたものです。

【解説】

- ・ 第1項は、議会が担う主要な役割として、6つの役割を定めています。
 - (1) 第1号は、憲法第93条第1項により設置された議事機関として、地方自治法第96条に規定された議決事件に係る議案の審議・審査により、地方公共団体である横浜市の最終的な意思決定を行う役割を担っていることを定めています。
 - (2) 第2号は、地方公共団体である横浜市の機関としての議会の側面に着目し、
 - (1)の議案の審議・審査に加え、請願・陳情、会議規則、議員の懲罰などに係る審議・審査により、横浜市会としての意思決定を行う役割を担っていることを定めています。
 - (3) 第3号は、二代表制の下、市長等の執行機関の事務が適切に執行されるよう、監視・評価する役割を担っていることを定めています。
 - (4) 第4号は、大都市特有の課題をはじめとした高度に複雑化した市政課題に対し、政策を立案するとともに、立案した政策について、市長などに提言し、さらにこれを決定する役割を担っていることを定めています。

- (5) 第5号は、地方自治法第99条に基づく意見書の提出や、議会としての意思表示である決議により、国、神奈川県、関係機関などへの意見表明を行う役割を担っていることを定めています。
- (6) 第6号は、政策提携、相互理解、親善等を深めるため、国内外の都市間交流を行う役割を担っていることを定めています。

○地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 予算を定めること。
- (3) 決算を認定すること。
- (4) 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- (5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- (7) 不動産を信託すること。
- (8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- (9) 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- (10) 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- (11) 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（略）に係る同法第11条第1項（略）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（略）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
- (13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
- (14) 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
- (15) その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするものが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

第99条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。

- 第2項は、第1項の議会の役割を果たすための、4つの活動原則を定めています。
 - (1) 第1号は、議決事件の議決をはじめとした議会活動の重要性・重大性を踏まえ、市民の信頼を確保するため、公正性・透明性を確保すべきことを定めています。
 - (2) 第2号は、議会の審議等においては、全会一致を目指し、できる限り議員が議論を尽くすという原則的な姿勢を定めています。ただし、全会一致でないからといって、いたずらに審議等を継続しては議会の役割を果たせませんので、「円滑かつ効果的な運営に努め、合議制の議事機関である議会の役割を果たす」（本条例第5条）ためには、地方自治法や会議規則などのルールにのっとり、一定の議論を経てもなお全議員の意見の一致をみることが不可能と認められる状況においては、多数決に

よる採決を行い、議会の意思を決定することになります。

- (3) 第3号は、市民の多様な意見等を市政に反映させるとともに、議会活動について多くの市民の理解を得ることが市民自治を実現する上で極めて重要であることを踏まえ、市政課題や議案等の審議・審査の内容について、市民への説明責任を果たすべきことを定めています。
- (4) 第4号は、第1項に掲げられた議会の役割を不断に追求し、横浜市会の伝統を重んじながら、既存の枠組みにとらわれない柔軟な姿勢を持ち、議会改革に継続的に取り組むべきことを定めています。

(議員の役割及び活動原則)

第4条 議員は、市民から選挙により選ばれた公職にある者として、合議制の議事機関である議会を構成する一員として、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議案等の審議及び審査を行うこと。
 - (2) 市の政策形成に係る調査研究、立案及び提言並びに市長等の事務の執行に対する監視及び評価を行うこと。
 - (3) 各区の実情等の把握に努め、市民の多様な意見等を市政に反映させること。
- 2 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。
- (1) 市民の多様な意見等を的確に把握し、市政全体を見据えた幅広い視点及び長期的な展望を持つて的確な判断を行うこと。
 - (2) 議会が言論の場であること及び合議制の議事機関であることを踏まえ、市民の代表として議員間で活発に討議を行うなど、議会で十分な審議を尽くすこと。
 - (3) 自らの資質の向上に不断に努めるとともに、高い倫理性を常に確立し、誠実かつ公正に職務を遂行し、議会及び自らの活動を市民に分かりやすく説明すること。

議会を構成する議員が担う役割と、その役割を果たすために活動する際の原則を定めたものです。

【解説】

- 第1項は、議員が担う主要な役割として、3つの役割を定めています。
議員の役割については、第1号に定める狭い意味での議会活動に限定して理解されることもありますが、第2号と第3号に定めるような日常的に果たすべき役割も担っていることを市民に明らかにするとともに、議員自身もこれらの自らの役割を再確認することにより、議員活動を一層活性化させ、その充実を図ろうとするものです。
 - (1) 第1号は、本会議、委員会などに出席し、議案等の審議・審査を行う役割を担っていることを定めています。
 - (2) 第2号は、大都市特有の課題をはじめとした高度に複雑化した市政課題について、

常日頃から、必要な調査研究、政策の立案・提言などを行うとともに、二元代表制の一翼を担う議会の構成員として、市長等の執行機関の事務が適切に執行されるよう、監視・評価する役割を担っていることを定めています。

(3) 第3号は、議員が行政区から選出されているという政令市（指定都市）特有の実態を踏まえ、自らが選出された選挙区をはじめとした、各区の実情等の把握に努め、市民の多様な意見等を市政に反映させる役割を担っていることを定めています。

- 第2項は、第1項の議員の役割を果たすための、3つの活動原則を定めています。
 - (1) 第1号は、二元代表制の下、議会が市民の多様な意見等を市政に反映することができる合議体としての特性を最大限に生かすため、議員は、市民の多様な意見等を的確に把握した上で、自らが選出された選挙区などの地域レベルの課題はもとより、市政全体を見据えた幅広い視点と長期的な展望を持つて的確な判断を行うべきことを定めています。
 - (2) 第2号は、議会が言論の場であり、また、合議制の議事機関であるといった特性等を十分に発揮するため、市民の代表として議員間で活発に討議を行うなど、議会で十分な審議を尽くすべきことを定めています。
 - (3) 第3号は、常日頃から市政課題に関する調査研究を行うなど、自らの資質の向上に不断に努めるべきことや、議会への市民の信頼を確保するため、高い倫理性を常に確立し、誠実・公正に職務を遂行すべきこと、さらに、議会活動と自らの活動について市民に正確に理解していただくため、分かりやすく説明すべきことを定めています。

第3章 議会運営

(議会運営に関する原則)

第5条 議会は、その活動の公正性及び透明性を確保し、多様な観点からの、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策立案等に係る機能を十分に発揮することができるよう、円滑かつ効果的な運営に努め、合議制の議事機関である議会の役割を果たすものとする。

議会を運営する上で守るべき原則を定めたものです。

【解説】

- 地方分権の進展に伴い、議会の権限・役割が拡大してきたことを受け、議会活動の重要性が一層増しており、また、議会活動に対する市民の関心が高まっている中、市民の信頼を確保するため、本条は、議会活動の公正性・透明性を確保すべきことや、多様な観点からの、市長等の事務執行に対する監視・評価や、政策の立案・提言・決定に係る機能を十分に発揮することができるよう、円滑・効果的な運営に努め、本条例第3条第1項に定める議会の役割を果たすべきことを定めています。

(会期)

第6条 議会は、市政の課題等に的確かつ柔軟に対応し、主体的かつ機動的な活動を展開するため、十分に審議等を尽くすことができる会期を定めるものとする。

議事機関である議会が、議会として活動を行うことができる期間である「会期」を定めるに当たり考慮すべき事項を定めたものです。

【解説】

- 会期は、議会が議決により自主的に定めるものですが、本条は、大都市特有の課題をはじめとした高度に複雑化した市政課題等に的確・柔軟に対応し、主体的・機動的な議会活動を展開するためには、これらについて十分に審議等を尽くすことが可能な期間を確保することが必要であることを定めています。
- なお、地方公共団体の議会には、毎年条例で定める回数招集される「定例会」と、必要がある場合に特定の事件のために招集される「臨時会」とがあり、横浜市会では「横浜市会の定例会の回数を定める条例（昭和31年8月横浜市条例第24号）」において定例会の回数を毎年4回と定めています。

○地方自治法

第102条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。

3 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。

7 普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。

(委員会)

第7条 委員会は、議案等の審査並びにその部門に属する事務及び市政の課題に関する調査を適切かつ迅速に行い、その権能を十分に発揮するものとする。

2 委員は、委員間における討議等を通じて、その部門に属する市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言を積極的に行うものとする。

議会に設置される委員会の活動について定めたものです。

【解説】

- ・ 議会における最終的な意思決定は、議員全員が一堂に会する「本会議」により行いますが、議会が効果的・効率的に活動を行うためには、少人数で専門的な審査等を行う機関として設置される「委員会」の役割が重要となります。
- ・ 委員会は条例で設置することとされており（地方自治法第109条第1項）、横浜市会では「横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）」により次の委員会を設置しています。

常任委員会	本会議から付託された議案等の審査や、その部門に属する市の事務に関する調査等を行うため、常設される委員会です。
市会運営委員会	議会の運営方法についての調査、協議などを行う委員会です。
特別委員会	特定の問題の調査・審査を行うために必要に応じて設置される委員会です。

- ・ 第1項は、委員会が、本会議から付託された議案等の審査を行うことはもとより、その所管する事務や、市政課題に関する調査を適切・迅速に行い、委員会の有する権能を十分に発揮すべきことを定めています。
- ・ 第2項は、合議制機関である特性を生かし、委員間で活発に討議等を行い、市長等の事務執行に対する監視・評価や政策の立案・提言を積極的に行うべきことを定めています。

○地方自治法

第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

2 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

3 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

(1) 議会の運営に関する事項

(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

(3) 議長の諮問に関する事項

4 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。

5 第115条の2の規定は、委員会について準用する。

6 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

7 前項の規定による議案の提出は、文書をもってしなければならない。

8 委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。

9 前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。

(会派)

第8条 議員は、政策立案等に資するため、その理念を共有する2人以上の議員をもって会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案等に関し、必要に応じて、会派（会派に所属しない議員を含む。）間で調整を行い、少数意見に配慮する等、合意形成に努め、円滑かつ効果的な議会運営を図るものとする。

会派の結成や、その活動に当たり留意すべき事項について定めたものです。

【解説】

- 会派は、市政課題等に対する政策を中心とした理念を共有する議員が議会活動を共に行うために任意に結成する団体で、地方自治法においては政務活動費の交付対象とされていることに加え、委員会の委員構成や質問時間の配分などが会派を基準に決定されるなど、議会運営上重要な存在となっています。
- 第1項は、政策立案等に資するため、その理念を共有する2人以上の議員をもって会派を結成することができることを定めています。
 - ※ なお、政務活動費の交付対象としての会派については、所属議員が1人である場合も含むこととしています。
- 第2項は、政策立案等に関し、所属議員間で十分な討議等を行った上、必要に応じて、他の会派（会派に所属しない議員を含む。）と調整を行い、少数意見にも配慮するなど、合意形成に努め、円滑かつ効果的な議会運営に資するべきことを定めています。

第4章 市民と議会

(市民との関係)

第9条 議会は、市民の多様な意見等を把握し、政策立案等その他の活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。

2 議会は、市民の多様な意見等を、議案等の審議及び審査等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度等の活用を努めるものとする。

市民意見の議会活動への反映や、市民の議会活動への参加など、市民と議会との関係について定めたものです。

【解説】

- 第1項は、議会が、市民の多様な意見等を的確に把握した上で、市政課題に対する政策の立案・提言・決定などの議会活動に反映すべきことに加え、市民が議会活動に参加する機会の充実を図るべきことを定めています。
- 第2項は、本会議や委員会において、重要案件の審査を周到に行うため直接住民や学識経験者などから意見を聴く制度である「公聴会」や、審議の充実を図るため学識経験者などの出席を求め、意見を聴く制度である「参考人制度」（地方自治法第115条の2、第109条第5項）などの活用を努めるべきことを定めています。

○地方自治法

第115条の2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

2 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第109条

5 第115条の2の規定は、委員会について準用する。

(広報及び広聴の充実)

第10条 議会は、その活動に関し、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用することにより、広報及び広聴の充実を努めるものとする。

2 議会は、その活動に関する広報及び広聴の内容及び在り方について常に検証し、これらのより一層の充実を努めるものとする。

議会に関する広報・広聴の充実について定めたものです。

【解説】

- 第1項は、広報紙「ヨコハマ議会だより」や、パンフレット「市会のしおり」などの媒体に加え、情報通信技術の発達を踏まえ、ウェブサイト、スマートフォンやタブレット型端末機器向けの情報発信など、多様な手段を活用することにより、議会活動

に関する広報・広聴の充実に努めるべきことを定めています。

- 第2項は、議会活動に関する広報・広聴が、市民と議会との重要な接点のひとつであることを踏まえ、その内容と在り方について常に検証し、より一層の充実に努めるべきことを定めています。

(情報の公開)

第11条 議会は、市民に対し情報を公開することを積極的に進めるため、あらかじめ会議等の日程、議題等を市民に周知するとともに、インターネットによる会議等の生中継及び録画中継を実施するものとする。

- 2 議会は、会議等で用いた議案、資料等及び会派等における議案等の賛否を積極的かつ速やかに公開するものとする。

議会活動に関する情報の公開について定めたものです。

【解説】

- 第1項は、本会議や委員会などについて、あらかじめ日程や議題を市民に周知するとともに、インターネットによる生中継や録画中継を実施することにより、議会活動に関する情報公開を積極的に進め、市民に身近で分かりやすい議会を目指すべきことを定めています。
- 第2項は、本会議や委員会などで用いた議案、資料等に加え、各会派等の議案等の賛否を、積極的かつ速やかに公開すべきことを定めています。

第5章 議会と市長等との関係

(市長等との関係)

第12条 議会は、二元代表制の下、市長等と対等で緊張感のある関係を構築し、多様な観点から、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策立案等を行うことにより、市民福祉の向上及び市勢の発展に取り組むものとする。

二元代表制の機能を十分に発揮させるため、議会と市長等がどのような関係に立つべきかなどについての基本的な原則を定めたものです。

【解説】

- 国では、行政を司る内閣が国会の信任に基づき組織され、国会に対して責任を負うという「議院内閣制」が採用されていますが、地方公共団体では、執行機関である長と、議決機関である議会を構成する議員を、共に住民の直接選挙で選ぶ「二元代表制」がとられています。この制度の下では、市長と議会がそれぞれ住民の代表機関として、独立・対等の立場で、互いに尊重し、抑制・均衡を保ちながら、それぞれの特性を生かし、適切に役割を果たすことが求められています。
- 本条は、以上のような二元代表制を有効に機能させるため、議会は、市長等と対等で緊張感のある関係を構築し、多様な観点から、市長等の事務執行に対する監視・評価や政策立案等を行うことにより、市民福祉の向上と市勢の発展に取り組むべきことを定めています。

(法第96条第2項の議決事件)

第13条 法第96条第2項に規定する条例で定める議会の議決すべき事件は、次に掲げるものとする。

- (1) 基本構想（市政の総合的かつ計画的な運営を図るために長期的な展望に立って定める構想をいう。以下同じ。）の策定、変更（軽微な変更を除く。以下同じ。）又は廃止
- (2) 基本計画（基本構想に基づき市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。以下同じ。）の策定、変更又は廃止
- (3) 市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針等（当該計画、指針等の期間が3年以上のもののうち、市政運営上特に重要なものに限る。）の策定、変更又は廃止

地方自治法第96条第2項に基づき、基本構想の策定など3項目を本市独自の議決事件として追加するものです。

【解説】

- 議会の議決事件については、地方自治法第96条第1項において「条例を設け又は改廃すること」、「予算を定めること」など15項目が列挙されていますが、同条第2項では、条例でさらに議決事件を追加することができるが定められています（5ページ参照）。これを受けて、本条では、次の3つの事項を本市独自の議決事件として追加して定めています。
 - (1) 第1号は、基本構想（市政の総合的・計画的な運営を図るために長期的な展望に立って定める構想）の策定・変更・廃止を議決事件として定めています。

現行においてこれに相当するものとしては、横浜市の様々な計画の最上位に位置付けられる指針であり、**横浜市の20年を展望した「横浜市基本構想（長期ビジョン）」**（現行のものは平成18年6月策定）が挙げられます。
 - (2) 第2号は、基本計画（基本構想に基づき市政全般に係る政策・施策の基本的な方向を総合的・体系的に定める計画）の策定・変更・廃止を議決事件として定めています。

現行においてこれに相当するものとしては、**基本構想が掲げる目指すべき都市像の実現に向けた政策等を具体化した「横浜市中期4か年計画」**（平成22年12月策定）が挙げられます。
 - (3) 第3号は、市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針等（期間が3年以上のもののうち、市政運営上特に重要なもの）の策定・変更・廃止を議決事件として定めています。**本号の計画、指針等に該当するかどうかについては、所管の各常任委員会において判断します。**
 - (4) (1)～(3)のいずれについても、本条例の施行期日（平成26年4月1日）以後に策定（更新・全面改正を含む）されるものから議決の対象とされます。
 - (5) (1)～(3)のうち、基本構想等の「変更」については、これらの中で使用している**個別の政策・事業の名称や統計データの更新など、基本的な方向性に影響を与えない部分のみを変更する場合や、法令の制定改廃により政策的な判断を伴わずに自動的に書き換えが必要となる部分（条項のずれなど）を変更する場合は、「軽微な変更」として議決事件から除かれます。**

○地方自治法第96条第2項に基づく議決事件について（H26.3.25 市会運営委員会決定）

1 議会基本条例に基づく議決対象

(1) 基本構想

「横浜市基本構想（長期ビジョン）」（平成18年6月策定）と同等のもの

(2) 基本計画

「横浜市中期4か年計画」（平成22年12月策定）と同等のもの

※上記(1)、(2)の基本構想及び基本計画（行政全般に係る基本的な計画）については、策定前に運営委員会で説明を受け、議会での審査方法等の手続きを決定する。

(3) 各分野における基本的な計画等

議会基本条例 第13条(3)

「市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針等（当該計画、指針等の期間が3年以上のもののうち、市政運営上特に重要なものに限る。）の策定、変更又は廃止」

2 常任委員会で判断する際に議決する（しない）ものの考え方

(1) 議決すべきとする考え方

- ① 横浜市区基本条例の制定に関する調査特別委員会における協議結果（抜粋）
常任委員会での判断にあたっては、次の指標（案）を市会運営委員会申し合わせ確認事項とすることを決定した。

＜指標＞各分野における基本的な計画等の議決事件の扱いについては、策定前に説明を受けた所管の常任委員会において、市内全域又は全市民を対象とした基本的な方向性を定める3年以上にわたる計画等のうち、特に重要なものとした計画等とする。

(2) 議決すべきでないとする考え方

- ① 行政内部の管理・運営に関する計画・指針・事務規定等
- ② 決定権が横浜市以外の機関等と法令等で定められているもの
- ③ 議会への報告が法令等で定められているもの
- ④ 市長その他の執行機関が策定すると法令等で定められているもの
※法令等…法令に加え、条例又は横浜市以外の機関の定めによるもの

3 議決範囲の考え方

議決を要すべき計画に単年度ごとの事業費、事業計画、数値目標等が含まれる場合、これらを議決すると、実質的に予算審議に関わる部分を前もって議決することになり、予算審議等を形骸化させる恐れが生じる。

従って当該部分を議決部分から切り離して、参考という扱いにすることとする。（予算議案における予算説明書のように、一体として議論をするが、議決部分には含まない扱い）

4 変更議決の考え方

議会基本条例において、計画等の「軽微な変更」を議決対象から除くことを規定し、「軽微な変更」の考え方については、以下のとおりとする。

- (1) 計画中で使用している個別の政策・事業の名称や統計データの更新など、計画の基本的な方向性に影響を与えない部分のみを変更する場合
- (2) 計画中で使用している法令の改正に伴う条項のずれなど、法律や条例の制定改廃により政策的な判断を伴わずに自動的に書き換えが必要となる部分のみを変更する場合

(議会への説明等)

第14条 市長等は、予算を調製したとき、又は基本構想、基本計画若しくは前条第3号に規定する計画、指針等について基本方針、素案等を作成したときは、議会にその内容を説明するものとする。

2 市長等は、議会又は議員から、市長等が執行する事務に関する資料の提出又は説明の要求があったときは、誠実に対応するものとする。

3 市長等は、海外諸都市との間に姉妹都市、友好都市又はこれらに類する関係を提携し、又は廃止しようとするときは、議会に説明するものとする。

本条例第12条に定めた議会と市長等との関係についての基本的な原則を踏まえ、市長等による議会への説明等について定めたものです。

【解説】

- ・ 議会が、議案等の審議・審査、市長等の事務執行の監視・評価、政策立案等といっ

た役割を的確に果たすためには、これらに関する情報を十分に把握していることが不可欠の前提となることから、本条は、本条例第12条に定めた議会と市長等との関係についての基本的な原則を踏まえ、市長等による議会への説明等について定めるものです。

- 第1項は、市長等が

- ① 予算を調製したとき
- ② 基本構想
- ③ 基本計画
- ④ 各分野における政策・施策の基本的な方向を定める計画、指針等（期間が3年以上のものうち、市政運営上特に重要なもの）

について基本方針、素案等を作成したとき

は常任委員会や予算研究会（※）などの場で、議会に内容を説明すべきことを定めています。

※ 予算研究会とは、市の各局が議員に次年度予算案の説明をする場のことをいいます。次年度予算審議が行われる第1回定例会中に予算審議に先立って行います。

- 第2項は、市長等が、議会や議員から、市長等の事務に関する資料提出や説明の要求があったときは、誠実に対応すべきことを定めています。
- 第3項は、海外諸都市との姉妹・友好都市関係の重要性を踏まえ、市長等がこれらの関係を提携・廃止しようとするときは、議会に説明すべきことを定めています。

（監視及び評価）

第15条 議会は、議決、調査、検査その他の権限を行使することにより、市長等の事務の執行が、適正かつ効率的及び効果的に行われているかどうかについて監視するとともに、その効果又は成果について評価し、必要と認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

本条例第12条に定めた議会と市長等との関係についての基本的な原則を踏まえ、市長等の事務執行に対する監視・評価について定めたものです。

【解説】

- 市長等の事務執行に対する監視・評価については、本条例第3条第1項第3号においても議会の担う役割として定めていますが、本条は、どのような手段・観点からこの役割を果たしていくべきかを定めています。

具体的には、議決権（地方自治法第96条（5ページ参照））、調査権（同法第100条、第109条第2項（9ページ参照）等）、検査権（同法第98条第1項）などの権限を行使することにより、市長等の事務執行について、適正・効率的・効果的に行われているかを監視し、また、その効果・成果を評価し、必要に応じて、市長等に適切な措置を講ずるよう求めることとしています。

○地方自治法

第 100 条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く（略）。）に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

第 98 条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

（政策立案等）

第 16 条 議会は、議員及び委員会からの提案による条例の制定、決議、質疑等を通じて、積極的に政策立案等を行うものとする。

本条例第 12 条に定めた議会と市長等との関係についての基本的な原則を踏まえ、積極的に政策の立案や提言を行うべきことについて定めたものです。

【解説】

- 市政課題に関する政策の立案や提言については、本条例第 3 条第 1 項第 4 号においても議会の担う役割として定めていますが、本条では、どのような手段でこの役割を果たしていくべきかを定めています。

具体的には、議員や委員会が自ら政策的条例の制定に係る提案を行ったり（地方自治法第 109 条第 6 項（9 ページ参照）、第 112 条）、議会としての意思表示である決議や、議案等について、表決前に疑問点をただしたり（質疑）、討論を行うことなどを通じて、市政課題に関する政策の立案や提言を行うべきことを定めています。

○地方自治法

第 112 条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

2 前項の規定により議案を提出するにあつては、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成がなければならない。

3 第 1 項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

第6章 議会の災害対応

(災害時の体制の整備)

第17条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民生活の平穩を確保するため、総合的かつ機動的な活動が図られるよう、市長等と協力し、大規模災害等の発生時における議会としての体制の整備を図るものとする。

災害時における議会としての体制整備について定めたものです。

【解説】

- ・ 議会は、市民を代表する議事機関として、地震、津波、豪雨その他の大規模災害等の緊急の事態が発生した場合においては、市民の生命・身体・財産を保護し、生活の平穩を確保するため、総合的・機動的な活動が図られるよう、横浜市災害対策本部などと協力して、議会としての体制の整備を図るべきことを定めています。

○災害対策基本法

(市町村災害対策本部)

第23条の2 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

- 2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
 - (1) 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
 - (2) 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

(災害時の議会の役割)

第18条 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、市民の生活基盤の回復、整備等に必要な予算を迅速に定めるとともに、必要に応じて、国等と連携を図り、災害からの復興に向け積極的な役割を果たすよう取り組むものとする。

- 2 議長は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、必要に応じて、議員による協議、調整等を行うための組織を設置するものとする。
- 3 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、状況を調査し、市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、必要に応じて、市長又は国等に対し、提案、提言、要望等を行うものとする。

災害時における議会の役割について定めたものです。

【解説】

- 第1項は、市民の生活基盤の回復・整備等に必要な予算を迅速に定め、国、神奈川県、関係機関等と連携して、復興に向けた積極的な役割を果たすよう取り組むべきことを定めています。
- 第2項は、災害時において、議員による協議、調整等を行うための組織を設置すべきことを定めています。
- 第3項は、災害時においては、市内の被災状況を調査し、市民の意見・要望を的確に把握するとともに、必要に応じて、市長や国、神奈川県、関係機関等に対し、提案・提言・要望等を行うべきことを定めています。
- また、以上の役割については、発生した災害の個別・具体の状況に即して、必要に応じて、議会が機動的・弾力的に対応することができる旨を定めています。

(災害時の議員の役割)

- 第19条 議員は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、議長へ自らの安否及び所在を明らかにするため、連絡するものとする。
- 2 議員は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導又は避難所に対する支援を行うなど、地域の一員として共助の取組が円滑に行われるよう努めるものとする。
- 3 議員は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、地域における被災状況、被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じて、議長に報告するものとする。

災害時における議員の役割について定めたものです。

【解説】

- 第1項は、災害時においては、議会の代表者である議長へ連絡し、本条例第17条の議会としての体制整備などに資するため、自らの安否と所在を明らかにすべきことを定めています。
- 第2項は、災害時においては、地域における被災者の安全確保、避難所への誘導、避難所に対する支援を行うなど、地域の一員として、地域で市民が助け合い、支え合う「共助」の取組が円滑に行われるよう努めるべきことを定めています。
- 第3項は、災害時においては、地域の被災状況や被災者の要望などの情報収集に努め、必要に応じて、議長に報告すべきことを定めています。

第7章 議会の体制整備

(議会の機能強化)

第20条 議会は、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策立案等に係る機能を強化するものとする。

- 2 議会は、前項に規定する機能の強化を効率的かつ効果的に図るため、その活動に当たっては、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用するものとする。

議会の機能強化を図るための基本的な方針などについて定めたものです。

【解説】

- ・ 第1項は、市長等の事務執行に対する監視・評価に係る機能と、市政課題に関する政策の立案・提言・決定に係る機能の強化を図るべきことを定めています。
- ・ 第2項は、上記のような機能を効率的・効果的に強化するため、議会活動に当たり、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用すべきことを定めています。

(他の指定都市の議会との連携)

第21条 議会は、大都市特有の課題の解決に資するため、他の指定都市（法第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）の議会との政策連携、情報交換等を推進するものとする。

他の指定都市の議会との連携について定めたものです。

【解説】

本条は、大都市特有の課題を共通して抱える他の指定都市の議会と連携して、国その他関係機関への政策提言や要望活動を行い、相互に情報交換を行うなど、効果的に議会の機能強化を図るべきことを定めています。

○地方自治法

(指定都市の権能)

第252条の19 政令で指定する人口50万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- (1) 児童福祉に関する事務
- (2) 民生委員に関する事務
- (3) 身体障害者の福祉に関する事務
- (4) 生活保護に関する事務
- (5) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務
- (5)の2 社会福祉事業に関する事務
- (5)の3 知的障害者の福祉に関する事務
- (6) 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務
- (6)の2 老人福祉に関する事務
- (7) 母子保健に関する事務

- (7)の2 介護保険に関する事務
- (8) 障害者の自立支援に関する事務
- (9) 食品衛生に関する事務
- (10) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務
- (11) 結核の予防に関する事務
- (12) 土地区画整理事業に関する事務
- (13) 屋外広告物の規制に関する事務

(区行政との関わり)

第22条 議会は、区ごとに、当該区において選出された議員により構成される区づくり推進横浜市議員会議を設置する。

- 2 区づくり推進横浜市議員会議は、個性ある区づくりの推進に係る予算の編成及び執行並びに当該区の主要事業について協議するものとする。
- 3 常任委員会及び特別委員会は、議案等の審査又はその部門に属する事務に関する調査において必要があると認めるときは、関係する区長の出席を求めることができるものとする。
- 4 議会は、必要があると認めるときは、区行政について具体的かつ個別的に検討する場を設置するものとする。

「区づくり推進横浜市議員会議」の設置など、議会と区行政との関わりについて定めたものです。

【解説】

- ・ 我が国で最大の人口規模を有する基礎的自治体として、市民生活に密着した様々な施策等を展開していくためには、より市民に身近な区が存在が重要であることを踏まえ、本条は、議会と区行政の関わりについて定めます。
- ・ 第1項は、これまで本市の内部規程で設置されていた、各区選出議員で構成する「区づくり推進横浜市議員会議」を条例上の議会の組織として明確に位置付け、第2項は、その協議対象について、従前の「個性ある区づくり推進に係る予算の編成・執行」に加え、「区の主要事業」(*)を掲げることとしました。

※ 「区の主要事業」とは、区長がその年度における区の主要な事業として位置付けた事業をいい、次のような事業が挙げられます。

- ・ 区における当面の懸案事業（市の計画に基づき広域で実施される事業（幹線道路や鉄道整備など）の区関係部分など）
- ・ 区民要望等が反映されて新たに開始されたり、拡充されたりした事業
- ・ 推進に当たって区・地元の意見に特段の留意が必要と考えられる事業

- ・ 第3項は、常任委員会と特別委員会（予算・決算特別委員会（局別審査）が該当）は、議案等の審査や所管事務の調査において必要があるときは、説明員として、関係する区長の出席を求めることができることを定めています。

常任委員会及び予算・決算特別委員会局別審査への区長の出席について

(H26.3.25 市会運営委員会決定)

1 出席要請の対象となる案件

(1) 常任委員会

議案・請願・陳情の審査、当局からの報告事項及び委員会の所管事項

(2) 予算・決算特別委員会局別審査

区配事業に係る区の執行状況、局事業に係る地域の状況等

2 出席要請の手続等

(1) 常任委員会

・ 委員は、区長出席を要請する際は、事前に委員長に申し出るものとする（区長名、案件、目的）。

・ 区長出席の要否は、正副委員長の協議に基づく。

(2) 予算・決算特別委員会局別審査

・ 委員は、区長出席を要請する際は、事前に委員長（委員長予定者）に申し出るものとし（区長名、案件、目的）、出席要請の申し出は、原則として出席日の6日前（市の休日を除く。）までとする。

・ 区長出席の要否は、正副委員長の協議に基づく。

3 その他

(1) 区長出席を要請する際は、区長の主たる業務である地域対応等に支障を来たさないよう配慮する。なお、区長が出席できない場合は、要請案件の内容により、部長級以上の職員が出席するものとする。

(2) 予算・決算特別委員会の市民局審査、及び、予算の審査委嘱をされた市民局審査の常任委員会における、議長区長・幹事区長の出席については、従来どおりとする。

- ・ 第4項は、必要があると認めるときは、区で実施される事務事業その他の区行政に係る問題について、具体的・個別的に検討する場を設置することを定めています。

(学識経験者等の活用)

第23条 議会は、会議等における審議の充実、市長等の事務に関する調査、政策の立案に係る機能の強化又は政策の効果の評価に資するため、**法第100条の2の規定に基づく学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。**

2 議会は、専門的事項に関する調査が必要と認めるときは、**議決により、学識経験を有する者等により構成される調査機関を設置することができるものとする。**

審議の充実等のための学識経験者などによる専門的知見の活用について定めたものです。

【解説】

- ・ 議会審議等において専門的な知見が必要となった場合の制度としては、公聴会や参考人制度（本条例第9条第2項参照）がありますが、これらは意見を聴取することができるにとどまり、議会が一定の調査・研究を求め、必要とする専門的な知見に関する報

告を受けるといったものではありません。

- 本条は、この点を踏まえ、本会議や委員会などでの審議の充実、市長等の事務に関する調査、政策立案機能の強化、政策効果の評価に資するため、平成18年の地方自治法の改正によって追加された、学識経験者などによる「専門的事項に係る調査」を積極的に活用すべきことを定めるとともに（第1項）、議決に基づき、学識経験者などで構成する調査機関を設置することができることを定めています（第2項）。

○地方自治法

第100条の2 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

（議員連盟）

第24条 議員は、特定の市政の課題等について共同して調査研究を行うことを目的として、これに賛同する議員により構成される団体（以下「議員連盟」という。）を結成することができるものとする。

2 議員連盟を結成したときは、その代表者は、規約等を添えて、その旨を議長に届け出るものとする。

3 議員連盟は、会派を超えて多数の議員が参加するよう努めることにより、調査研究がより広範にわたり、かつ効率的に行われ、その活動を通じて市政の課題等に関する議員間の共通認識を深めるよう努めるものとする。

議員連盟の結成や、その活動に当たり留意すべき事項について定めたものです。

【解説】

- 本条は、議員が、特定の市政課題等について共同して調査研究を行うことに賛同する議員をメンバーとした団体（議員連盟）を結成することができ、結成時には、代表者は規約等を添えて議長に届出を行うべきことを定めるとともに、会派を超えた多数の議員の参加に努め、調査研究が広範・効率的に行われ、市政課題等に関する議員間の共通認識を深めるよう努めるべきことを定めています。

（研修及び調査研究）

第25条 議員は、議案等の審査及び政策立案等に関する能力の向上のため、議員派遣（法第100条第13項の規定による議員の派遣をいう。）を積極的に活用するなど、必要な研修及び調査研究に取り組むものとする。

議員の研修・調査研究について定めたものです。

【解説】

- 議案等の審査や政策の立案・提言・決定に関する能力の向上のため、議員派遣制度

(地方自治法第100条第13項)などを活用し、他都市の実情調査、他の団体が主催する研修会への参加、地方行政や議会の制度・運営に関する海外諸都市の実情調査など、必要な研修・調査研究に積極的に取り組むべきことを定めています。

○地方自治法

第100条

13 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。

(議会局の強化)

第26条 議会は、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策立案等に係る機能を強化し、議会活動を円滑かつ効果的に行うため、**議会局の機能及び組織体制の強化に努めるものとする。**

議会局の強化について定めたものです。

【解説】

- 地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自主的な政策の立案などの範囲が拡大しており、その処理すべき事務も複雑化してきていることから、議会の政策形成機能や監視機能をサポートする議会局の強化の重要性が増しています。
- 本条は、上記の点を踏まえ、議会が、市長等の事務執行に対する監視・評価と政策の立案・提言・決定に係る機能を強化するとともに、本会議や委員会の運営といった議会活動を円滑・効果的に行うため、これらをサポートするための議会局の機能・組織体制の強化に努めるべきことを定めています。

○地方自治法

第138条

2 市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

3 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

5 事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。

6 事務局長、書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める(略)。

7 事務局長及び書記長は議長の命を受け、書記その他の職員は上司の指揮を受けて、議会に関する事務に従事する。

(議会図書室の強化)

第27条 議会は、議員の調査研究に資するため、図書その他の資料を収集し、整理する議会図書室を適正に管理運営するとともに、**その機能の強化を図るものとする。**

議会図書室の強化について定めたものです。

【解説】

- 議会図書室は、地方自治法第 100 条第 19 項により設置が義務付けられているものです。本条は、議会図書室について、政府や都道府県から送付された官報、公報、刊行物のほか、市政課題に関係する図書・資料を収集・整理し、管理運営の適正を期すとともに、議員の調査研究をサポートするという設置目的を達成するため、その機能強化を図るべきことを定めています。

○地方自治法
第 100 条

17 政府は、都道府県の議会に官報及び政府の刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に関係があると認める政府の刊行物を送付しなければならない。

18 都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村の議会及び他の都道府県の議会に、公報及び適当と認める刊行物を送付しなければならない。

19 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前 2 項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。

第8章 政治倫理等

(政治倫理)

第28条 議員は、市民の負託に応えるため、政治倫理の向上に努め、公正かつ誠実に職責を全うするとともに、市民の代表として良心及び責任感を持って、品位を保持し、識見を養うよう努めるものとする。

議員の政治倫理の向上などについて定めたものです。

【解説】

- 本条は、議員が、選挙で選ばれた市民の代表として、政治倫理の向上に努め、公正・誠実に職責を全うするとともに、良心と責任感を持って、品位の保持や識見の養成に努めるべきことを定めています。

※ なお、議員の資産・所得等の公開については、「政治倫理の確立のための横浜市会議員の資産等の公開に関する条例（平成7年12月横浜市条例第74号）」を定めています。

(議員定数)

第29条 議員定数については、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策立案等に係る機能を確保し、市民の多様な意見等を市政に反映させるなど、議会としてその責務を果たすべき議員数を考慮し、別に条例で定めるものとする。

議員定数を定める際の考慮事項について定めたものです。

【解説】

- 本条は、議員定数を定めるに当たっては、市長等の事務執行に対する監視・評価や、政策の立案・提言・決定に係る議会の機能を確保し、かつ、市民の多様な意見等を市政に反映させるという、議会の責務を果たし得る議員数を考慮すべきことを定めています。
- 議員定数については、地方自治法第91条第1項により条例で定めることとされており、横浜市会では「横浜市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（昭和58年3月横浜市条例第18号）」において86人と定めています（平成23年の一般選挙の際に92人から6人減）。

○地方自治法

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

(議員報酬)

第 30 条 議員報酬については、市の財政規模及び事務の範囲、議会活動及び議員活動に専念することができる制度的な保障としての性質を有すること、公選による職務の特性及び責任等を考慮し、別に条例で定めるものとする。

議員報酬を定める際の考慮事項について定めたものです。

【解説】

- 本条は、議員報酬を定めるに当たっては、地方自治法の趣旨を踏まえ、市の財政規模、市の事務の範囲、議員報酬が議会活動と議員活動に議員が専念することができる制度的な保障としての性質を有すること、議員の公選による職務の特性や責任などを考慮すべきことを定めています。
- 議員報酬については、地方自治法第 203 条第 4 項により、その額と支給方法を条例で定めることとされており、横浜市会では「横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 31 年 8 月横浜市条例第 30 号）」で定めています。

○地方自治法

- 第 203 条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。
- 2 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
 - 3 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
 - 4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(政務活動費)

第 31 条 会派及び議員は、議会活動の活性化を図るため、政務活動費を活用し、調査研究その他の活動を積極的に行い、議会機能の強化に努めるものとする。この場合において、会派及び議員は、政務活動費の使途の透明性を十分に確保するものとする。

- 2 政務活動費の交付に関する事項は、別に条例で定めるものとする。

会派・議員の活動に資するために交付される政務活動費について定めたものです。

【解説】

- 本条は、議会活動の活性化を図るため、地方自治法第 100 条第 14 項に基づき交付される政務活動費を活用し、調査研究その他の活動を積極的に行い、議会機能の強化に努めるべきことを定めるとともに、会派・議員は使途の透明性を十分に確保すべきことを定めています。
- 横浜市会では「横浜市会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年 2 月横浜市条例第 3 号）」で、政務活動費の交付額、充当経費の範囲、収支報告書の提出などについて定めています。

○地方自治法

第 100 条

- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- 16 議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

第9章 補則

(他の条例等との関係)

第32条 議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性の確保を図らなければならないものとする。

本条例と議会に関する他の条例等との関係を定めたものです。

【解説】

- 本条は、「横浜市会会議規則（昭和43年5月横浜市会規則第1号）」、「横浜市会委員会条例」、「横浜市会傍聴規則（昭和25年4月横浜市会規則第1号）」、「横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」、「横浜市会政務活動費の交付に関する条例」などの議会に関する条例、規則等の制定・改正・廃止に当たっては、本条例の趣旨を尊重し、本条例に定める事項との整合性の確保を図らなければならないことを定めています。

(見直し等)

第33条 議会は、この条例の目的の達成状況その他議会活動及び議員活動について不断の検証に努め、市民の意見、社会情勢その他状況の変化を踏まえ、必要に応じて、この条例の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

本条例の見直しなどの措置について定めたものです。

【解説】

- 本市を取り巻く様々な状況の変化に適時・的確に対応するため、本条は、本条例の施行後においても、議会が、本条例の目的の達成状況や、議会活動・議員活動について不断の検証に努め、市民の意見や社会情勢などの状況の変化を踏まえ、一般選挙後など、必要に応じて、本条例の見直しなどの措置を講ずべきことを定めています。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の廃止)

2 地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例（昭和 27 年 9 月横浜市条例第 36 号）は、廃止する。

【解説】

- 第 1 項は、平成 26 年 4 月 1 日を本条例の施行期日とし、本条例の規定の効力を現実に発動させることを定めています。
- 第 2 項は、地方自治法第 96 条第 2 項に基づき追加される議決事件については、本条例第 13 条において定めることとしたことに伴い、「地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例」を廃止することを定めています。